

---

プロジェクト	金利指標改革に起因する会計上の論点
項目	第 422 回企業会計基準委員会及び第 149 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 422 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 13 日開催）及び第 149 回金融商品専門委員会（2019 年 12 月 4 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 金利指標改革への対応の基本的な考え方

### （第 422 回企業会計基準委員会）

2. 「企業の会計上の当初の目的に変更がないにもかかわらず、当初の目的に変更があった場合と同様な情報が提供されることになり、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さない」との記載があるが、取引の目的が変わっていない中、会計上の取扱いにより処理が変わってしまうと、目的適合性があるとは言えない。したがって、「会計上の目的」よりも「取引の目的」と記載した方が良いのではないかと。
3. 取引の目的が達成できないような市場の混乱がもし起こるのであれば、当該混乱に対して将来的に何等かの手当を検討することを想定する必要があるかもしれない。

### （第 149 回金融商品専門委員会）

4. 金利指標改革の今後の先行きが不透明であるため、あまり詳細に決めてしまわないようにする必要があると考える。短期的な措置だけを考えるのではなく、金利指標置換後も含め、全体を見据えた上での対応が必要と考える。

## 個別論点の検討の方向性

### 会計基準を開発する対象となる取引の範囲

#### （第 422 回企業会計基準委員会）

5. 文案第 3 項の「範囲」の記載について、「・・・の契約のうち、・・・の切替のみを適用範囲とする」と記載されているが、前半部分が「契約」となっているため、後半部分も「契約」として、対になる形で記載すべきである。

6. 公表停止が予定されている金利指標を参照している金融商品のうち、当該金利指標の公表停止が予定されている時期までに契約期間が終わるものとそうでないものがある。本実務対応報告の範囲に両者とも含めるべきだと考えているが、これらの金融商品が範囲に含まれるのかどうか明示的に検討すべきである。
7. 文案では、当該取扱いの適用範囲の対象となるものを記載している（金利指標改革に関連のある契約条件の変更又は切替のみを適用範囲とする）が、逆に、適用範囲の対象とならないものを記載（例えば、金利指標改革に関連のない条件変更を行ったものは対象外とする等）した方が、適用範囲が分かり易くなると考える。
8. 「契約条件の変更」は「契約条項を変更すること」とも読めるため、IFRSにおける「条件変更」という記載と異なる意味を持ち得る。契約自体には変更がない場合であっても、LIBORがなくなったときに参照する金利指標が変わる可能性がある。この場合も特例的な取扱いの対象としなければならないと考えると、金利指標改革に関連しない条件の変更又は切替を行った契約は対象外と規定する方が良いと考える。
9. IASBにおいてはフェーズ1が金利指標置換前、フェーズ2が金利指標置換時となっており、フェーズ2は時点を指しているため、イメージがしやすい。日本の場合、これらのフェーズを一緒に検討しており、始点についてあまり記載されていない。変更・切替はあくまでその時点で生じるものであるが、それらが将来起こり得ることが想定される時点においても特例的な取扱いが適用されるのかどうか明確でないため、記載を検討すべきである。
10. 取引相手の変更は契約条件の変更ではなく、契約自体の変更である。契約条件を契約内容の意味で使用しているのであれば、端的に「契約の変更」の方が良いのではないかと考える。
11. 限定列举を意図しない例示には、常に原則を満たすと判断されるものであるという種類の例示と典型的なケースに過ぎず、形式的には当てはまっていたとしても原則を満たすかどうかは別途検討する必要があるという種類の例示の2種類があり、どちらかを明確にして頂きたい。
12. もし、例示をルールとするならば相当程度厳格に定める必要がある。例えば、契約における金利指標の変更に関して、更改期間や日数計算の変更は必要ないかもしれないが、既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整は必要となる。したがって、特例的な取扱いの適用にあたって、更改期間や日数計算に関する条件は変更しなくてもよいが、スプレッド調整に関する条件は変更が必須であるというように、例示には性質が違うものが含まれている可能性がある。強制とすべきものと任意と

## 審議事項(2)-3

すべきものがあり得ることも踏まえて記載をご検討頂きたい。

13. 審議資料の中で「金利指標」という用語が使用されている一方、文案の第4項(3)では「金利」という用語が使用されているが、意図的に使い分けているのかどうか確認して頂きたい。
14. 金利指標改革に関連のある変更の例示において、①金利指標の変更及び②既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整があるが、文案の中で「金利指標の変更」と記載した場合、②の変更を含まない可能性があることに留意して文案をご検討頂きたい。
15. 文案の第5項では、「金利指標改革に関連のある契約の変更」と記載されており、文案の第6項では、「金利指標について変更されないと見做す」と記載されている。前者の方が後者よりも広い範囲を示していると読めるが、意図的に使い分けているのかどうか確認して頂きたい。
16. 救済の範囲について個別に議論をしてもきりがないため、本質的な大枠について合意する必要があると考える。大枠を決めた上で個別の議論を行わないと、解決策は導けないのではないか。現状の事務局のアプローチで安定的な基準開発ができるのか疑問である。現行の実務は変えないという精神のもと、原則論に基づき、明らかにおかしいものは救済措置から外すといった方法でも良いかと考える。また、審議資料第15項の原則を軸としつつ、例示についてはルールとするのではなく、原則の考えを理解する一助と位置付けることが考えられる。

### (第149回金融商品専門委員会)

17. 「金利指標改革に関連のある変更又は切替」について、FASBの公開草案の例示では「アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること」とあるが、日本でも起こり得る取引ではないかという印象を持っている。2016年にマイナス金利が導入された際、債券と金利スワップにフロアの金利を入れた例があり、今回、金利指標改革にあわせて、同様のニーズが出てくる可能性があると考えている。そういった取引のニーズも踏まえて、使い勝手の良い例示を検討頂きたい。
18. 本取扱いの適用範囲の記載について現状の事務局案だと、後継金利が未だ決まっておらず、契約条件の変更や契約の切替の対応を行っていない状態が、本取扱いの対象にならないような記載に見えるので、違和感がある。
19. 事前テストについても手当てする場合は、新規で発生する取引も対象になるため、適用の範囲については今後の検討内容に応じて、修正していく必要がある。
20. 事後テストで80%~125%の範囲から外れたものについて、経済的なヘッジの観点

からデリバティブを追加することを想定した場合の論点への対応として、組合せポジションをヘッジ対象としたヘッジ会計の適用の可否（金融商品会計に関するQ&A48）との関係が記載されている。当該 Q&A は、当初のスワップについて反対取引を行った場合、経済的実質は解約したものと同一であり、ヘッジ会計を中止とするという内容であるが、本取扱いにおける「契約の切替」の方法として、反対取引により満期前に契約を終了させるケースも考えられるので、そのような場合の取扱いも明確にして頂きたい。

### ヘッジ会計に関する論点

#### (第 422 回企業会計基準委員会)

##### ヘッジの有効性評価に関する論点

21. LIBOR の公表停止が見込まれる時期以降も継続するデリバティブは現在も組成されており、本実務対応報告において事前テストに特例的な取扱いを設けるニーズはあるものと思われる。したがって、予定取引等において救済措置を設けるのであれば、事前テストにおいても同様の定めを設けて頂きたい。
22. 事前テストの救済措置に対するニーズは本実務対応報告が公表される時期にもよる。代替的な金利指標が固まっており、その市場が成熟していれば、事前テストの救済措置に対するニーズはないものと思われる。しかし、本実務対応報告の公表は早い時期を想定しており、代替的な金利指標の概要が判明していない可能性がある。したがって、企業は引き続き LIBOR を参照する契約を締結する可能性があるため、事前テストの救済措置に対するニーズはあると想定せざるを得ないと考えている。

##### 金利スワップの特例処理

23. 金利スワップの特例処理について、文案では金融商品実務指針第 178 項(3)から(5)の要件が救済の対象とされているが、(2)の要件を手当する必要性も検討して頂きたい。ヘッジ対象及びヘッジ手段のうち、一方では契約条件の変更が、もう一方では契約の切替が行われる場合、変更又は切替後のヘッジ対象及びヘッジ手段の期間は異なり、(2)の要件を満たさなくなる可能性がある。
24. 契約期間が長い金融商品に関して、ヘッジ関係が崩れてきている場合、経済実態として、既にヘッジができていないことが考えられる。企業が救済措置を適用して金利スワップの特例処理を継続する場合であっても、救済措置がなければ時価評価が要求されていた金利スワップの時価が開示されるならば、利用者としても問題ないとする。また、経済実態が変わったヘッジ関係を企業が見直していないということ自体が企業行動として有用な情報となり得る。

25. 金利スワップの特例処理は日本特有の会計処理であり、国際的な整合性が求められるような項目ではないことから、大胆な救済措置を検討しなければ、現実的な解決策とならないと考える。
26. 金利スワップの特例処理は、ヘッジ会計の枠組みの中で考えるのではなく、分類及び測定において一体処理とみなすものという整理もあり得る。金利スワップの特例処理に関する特例的な取扱いを、ヘッジ会計の有効性の観点から考えるのではなく、組込みデリバティブの区分処理要件から検討することも一つの方法であると考え
27. 議論すべき主要な点として、置換後の金利指標がヘッジ対象とヘッジ手段で異なるものになった場合に特例的な取扱いを認める趣旨は何なのかという点がある。金利スワップの特例処理の場合、「ほぼ一致」の要件の考え方が難しいと考えられるため、金利指標置換後の特例的な取扱いに関する基本的な考え方について決めておく必要があると考える。
28. 金利スワップの特例処理は恒久的な取扱いなのか。今後も恒久的に日本独自の会計処理を認める方向でいくのかどうかも踏まえた上でご検討頂きたい。
29. 金利スワップの特例処理は、デリバティブの測定の例外なのか、又は、ヘッジ会計の繰延ヘッジ処理の例外なのか。整理として前者なのであれば、入口で一体処理したもののついて、その後の条件変更時点で中止又は終了は起こらず、金利指標改革への対応の基本的な考え方にも整合すると考える。

### (第 149 回金融商品専門委員会)

#### ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点

30. ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点について、日本基準では国際的な会計基準と異なり、契約条件の変更時の定めがないため、「契約条件の変更」については特段の対応を行わず、「契約の切替」について手当てを行うという結論になると考える。

#### ヘッジの有効性評価に関する論点

31. 本取扱い公表後でも、LIBOR の新規取引のニーズは一定程度あると考えている。金融機関として今後 LIBOR を参照する契約を抑制していくことを考えるものの、顧客の中には将来公表されなくなると分かっているにもかかわらず LIBOR で契約したいというニーズも潜在的にはあると聞いている。したがって、事前テストにおける有効性評価に関しても、手当てを検討すべきと考える。

32. 本取扱い公表後、直ちに新規取引で LIBOR が使われなくなるものではないと考える。後継金利についての市場が一定程度成熟しない限り、LIBOR が引き続き使われることは十分あると考える。
33. シンジケート・ローンなど、ヘッジ対象がヘッジ手段を提供する金融機関と異なる業界団体が定める契約のひな型に依って金利指標の置換がなされる商品である場合には、商品性を金融機関がコントロールできない場合もある。金利指標置換後の金利次第ではあるが、事後テストで 80%~125%に入らないケースは当然出てくると考えているため、金利指標置換後の手当ても検討すべきである。
34. 金利指標置換後は、金利スワップの特例処理など最小限の手当てとし、原則的には現行の会計基準に戻すべきと考える。企業の意思に基づくものではない不可避的な変更ということは理解できるが、時間的な制約もある中で、どこまで「特例的な取扱い」を認めるか、という判断が困難であり、ヘッジ対象とヘッジ手段に相関関係のないものまでにヘッジ会計を適用するべきではないと考える。

### 金利スワップの特例処理

35. 金利スワップの特例処理については、非常に多く使われているため、混乱を避けるためにも、思い切った対応が必要なのではないか。

### 包括ヘッジに関する論点

36. 包括ヘッジについては、金利スワップの特例処理と同様、手当てが必要と考える。12月のIASBのボード会議の資料では、インデックス毎にサブグループに分けてテストするといったことが記載されているが、実務上運用できるのか疑問であるし、非有効部分が繰り延べられないといった点で日本基準とは異なるものであるため、日本基準については金融機関に与える影響なども鑑み、現行で行われている実務を急激に変えることなく、従来通りの活動ができるような手当てが必要と考える。
37. 個別ヘッジの事後テストで 80%から 125%の範囲外となったものでもヘッジ会計を継続させることとするのであれば、包括ヘッジで上下 10%の範囲外となったものも、ヘッジ会計を継続させることとし、全体として整合した取扱いにすべきである。

### **企業に適用の選択を認めるか否か**

#### **(第 422 回企業会計基準委員会)**

38. 金利指標改革の結果、リスク管理方針が変更になるものについてヘッジ会計を中止することができるのであれば、当該特例的な取扱いの適用を強制とすることに異論

はない。

39. 金利指標置換後の特例的な取扱いについて実務的な負担がないのであれば、強制でも関係者の合意は得られるかもしれないが、実務的な負担が発生するのであれば、強制は受け入れられ難い可能性がある。したがって、金利指標置換後の取扱いと合わせて検討する必要がある。
40. 特例的な取扱いの範囲が企業の判断を要するものであるとするならば、強制とすることの意味合いは乏しくなると考えられる。強制することによる便益が非常に大きいものでないのであれば任意でもよいのではないか。

**(第 149 回金融商品専門委員会)**

41. 本取扱いの適用を任意とした場合でも、現実にはほとんどの企業が適用の選択をするのではないか。金利指標改革を機に、ヘッジを終了させたいと考える企業がいる可能性もあることを踏まえ検討すべきである。

**本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期**

**(第 422 回企業会計基準委員会)**

42. 特例的な取扱いの適用の終了時期についても、金利指標置換後の取扱いと合わせて検討する必要があると考える。デリバティブの参照金利は、ターム物金利である LIBOR から O/N 翌日物のリスク・フリー・レートに一度変更された後、さらに新たなターム物に変更される可能性があり、一時的に不一致の期間があるとしても、この場合における特例的な取扱いを検討する必要があると考える。したがって、救済する期間は対象の金融商品が存続する期間だと考えている。

**その他**

**(第 422 回企業会計基準委員会)**

43. 金利リスクのみではなく、為替リスクも包含する LIBOR 等を参照する契約についても、本実務対応報告は想定していることを「結論の背景」に記載することが検討されているが、「結論の背景」より前の本則部分においても、振当処理も同様の取扱いとする等の規定を入れることを検討して頂きたい。

**(第 149 回金融商品専門委員会)**

44. 今回の特例的な取扱いを深掘りすると、現行の会計基準の実質的な見直しに繋がるのではないか。実務対応報告でどこまで踏み込むか、線引きが重要であり、その点は企業会計基準委員会においても議論頂きたい。

**審議事項(2)-3**

以 上